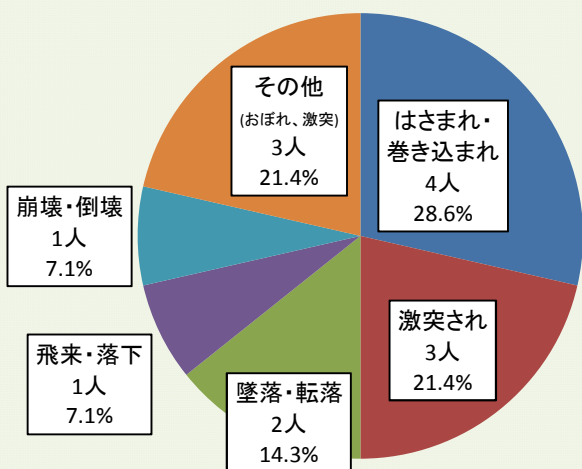


死亡災害(前年同期比 平成29年8月23日現在)

業種	平成28年	平成29年	増減
製造業	6	3	-3
建設業	4	3	-1
交通運輸事業	0	0	0
陸上貨物運送事業	6	2	-4
農林業	1	0	-1
その他	6	6	0
全産業	23	14	-9



埼玉労働局管内における**死亡災害は**、
平成29年8月23日現在で**14人**です。

昨年同期比で**9人の減少**となっています。

災害の型別で見ると、作動中の機械には
はさまれ・巻き込まれる災害に4人、車両や
重機等に激突される災害に3人が被災して
おり、これら機械等に関連する2つの型で
死亡災害の半数を占めています。

災害の型別 発生状況

死亡災害事例(抜粋)

- ① 汎用旋盤を用いて金属部品の切削加工を行っていた際に、回転していたチャックに加工物を保持していた爪に頭部が接触した。
- ② 資材置き場内でトラックに乗り込み後進したところ、手押し台車を押していた別会社の作業員に気付かず巻き込んだ。
- ③ ドラグ・ショベルを移動させていた際、前方にコーン等があったため後退させたところ、後方にいた交通誘導員に激突し、交通誘導員がドラグ・ショベルの下敷きになった。
- ④ 杭打ち機に設けられた巻上げ機で杭をつり上げた際、玉掛け用ワイヤーロープが切れて杭が杭打ち機の方向に倒れ、驚いて降車した杭打ち機の運転者に直撃した。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しハーネス型安全帯の使用に努めましょう。*脚立についても3点支持で使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止しましょう。⇒スタッドレスタイヤの装着を。

荷役作業時の災害防止対策

- 1 予め、従事者の役割分担、運搬物の重量、適切な荷役用具、荷台への昇降方法等を確認し、作業上の安全確保を確実にしましょう。
- 2 フォークリフトによる荷役作業を行う場合、上記に加え、フォークリフト運転者の資格の有無、搬送ルート、フォークリフトの能力、荷台への積み方、従事者相互の合図等を確認しましょう。
- 3 荷役作業場は作業者と車両の通行帯を明示する、死角となる個所にはミラー等で視界を確保する、適切に照明を配置する等、作業環境を整備しましょう。
- 4 荷主と運送事業者との間で、定常的な荷役業務が行われる場合は、相互に安全作業に関する情報を共有するための協議の場を設けましょう。

「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成25年度より「埼玉第12次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ

(<http://saitama-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>)

をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク